

Important Notice of Child Allowance (JIDO-TEATE)

児童手当提出書類の御案内

書類の提出がないと、4月分以降の児童手当が**減額**となります。
必ず御確認ください！

第3子以降

3万円

提出期限

令和8年4月16日

大学生年代となるお子さん（平成16年(2004年)4月2日から平成20年(2008年)4月1日までに出生したお子さん）を**4月以降も引き続き養育される場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」**を御提出ください。審査の結果、認定されると、**第3子以降のお子さんの手当額が引き続き3万円に増額**されます。

3月分までの手当額

4月分以降の手当額

【例1】高校を卒業する場合

18歳（高校3年） … 令和8年3月卒業予定	1万円
16歳：高校1年	1万円
14歳：中学2年	3万円

18歳（大学1年）	支給なし
16歳：高校2年	1万円
14歳：中学3年	3万円

期限内に提出

未提出

支給なし

支給なし

1万円

1万円

3万円

1万円

計4万円

計2万円

【例2】短期大学等を卒業する場合

20歳（短大2年） … 令和8年3月卒業予定	支給なし
17歳：高校2年	1万円
15歳：中学3年	3万円

20歳（就職）※1	支給なし
17歳：高校3年	1万円
15歳：高校1年	3万円

支給なし

支給なし

1万円

1万円

3万円

1万円

計4万円

計2万円

※1 就職している場合もお子さんのカウント対象とすることができますが、生活費の一部などの負担が必要です。

提出が期限後となった場合、提出した月の翌月分からの増額となります。

期限までに提出がない場合、養育していないとみなし、子の数のカウント対象に含みません（第3子以降の手当額の増額を受けることができません。）

提出方法：子育て給付課窓口(本庁舎2階)、郵送、電子申請(※2)

※2 電子申請は、マイナンバーカードを利用した電子署名が必要です。

提出期限：令和8年4月16日(木) 【必着】

担当：厚木市 子育て給付課 こども医療・手当係

電話 046-225-2230 (受付時間:平日8:30~17:15)



詳細は市HPを御参照ください。

You can use an automatic translation system